

議案第 1 2 6 号

京丹後市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部改正について

京丹後市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 3 年 1 2 月 1 0 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

農業委員会等に関する法律施行令（昭和 2 6 年政令第 7 8 号）第 8 条の規定に基づき、農地利用最適化推進委員の定数を変更する必要が生じたことから、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

京丹後市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（平成28年京丹後市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「33人」を「32人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第3条の改正規定の施行の際現に在任する推進委員の任期満了の日以後に農業委員会が委嘱する推進委員について適用する。

京丹後市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例(平成28年京丹後市条例第16号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成28年3月11日 条例第16号</p> <p>第1条・第2条 (略) (推進委員の定数)</p> <p>第3条 推進委員の定数は、<u>33人</u>とする。</p>	<p>京丹後市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例</p> <p style="text-align: right;">平成28年3月11日 条例第16号</p> <p>第1条・第2条 (略) (推進委員の定数)</p> <p>第3条 推進委員の定数は、<u>32人</u>とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、第3条の改正規定の施行の際現に在任する推進委員の任期満了の日以後に農業委員会が委嘱する推進委員について適用する。</u></p>